



## 児童虐待の早期発見・早期通報にご協力を！

～ 児童虐待かもしれないと感じたら、迷わず連絡してください！ ～

11月は内閣府が主唱する「子供・若者育成支援強調月間」、厚生労働省及び内閣府が主唱する「児童虐待防止推進月間」です。

児童虐待は、子供の心や身体に重大な影響を及ぼします。虐待による通告児童は年々増加しており、「しつけ」と称して子供に暴力を振るい子供の命が危険にさらされる重大事案も発生しています。虐待から子供を救うためには、そのサインにいち早く気づくことが大切です。

虐待を受けていると思われる子供を発見した場合は、迷うことなく通報をお願いします。

あなたの早期発見と早期通報が、虐待されている子供たちを救います。



身体に不自然な傷やアザがある。  
着衣や髪の毛がいつも汚れている。  
食事を与えられていない。  
頻繁に怒鳴られ、ひどく泣いている。  
夜遅くまで一人で遊んでいる。



児童相談所全国共通ダイヤル『189番』  
子ども安全110番『0120-604-415』

電話でキャッシュカードと言われたらそれはサギです！

### 犯罪被害者等支援活動

#### かながわ犯罪被害者サポートステーション

殺人、傷害、性犯罪等の犯罪被害に遭った被害者やその家族・ご遺族の方々が、必要とする情報や各種被害者支援を総合的に受けられるよう、神奈川県警察、神奈川県及び認定NPO法人神奈川県被害者支援センターの三者が一体となって「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営しています。

事件や事故の被害に遭われた方の相談電話

045(311)4727

午前9時～午後5時まで(日曜、祝日、年末年始を除く)



### ～ 犯罪被害給付制度について～

この制度は、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げられた方のご遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った被害者本人に対して、加害者から賠償を受けられない場合に一定の要件をもとに国が給付金を支給することにより被害者の精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするもので、以下の方に支給されます。

- 遺族給付金・・・被害者のご遺族
- 障害給付金・・・身体に障害(1～14級)が残った方
- 重傷病給付金・・・入院3日以上かつ加療1か月以上を要する負傷又は疾病を負った方

問い合わせ先 警察本部警務課被害者支援室  
045-211-1212 内線2705

詐欺の始まりは電話から！被害に遭わないために効果的なのは犯人からの電話に出ないことです。留守番電話の設定をお願いします

### エコドライブの推進強化

#### エコドライブ 10のすすめ



- 1 自分の燃費を把握しよう
- 2 ふんわりアクセル『eスタート』
- 3 車間距離にゆとりをもって加速・減速の少ない運転
- 4 減速時は早めにアクセルを離そう
- 5 エアコンの使用は適切に
- 6 ムダなアイドリングはやめよう
- 7 渋滞を避け、余裕を持って出発しよう
- 8 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 9 不要な荷物はおろそう
- 10 走行の妨げとなる駐車はやめよう

### 暴力団に関する相談窓口のご案内

暴力団から「お付き合い」「街のルール」等と称して、「用心棒代」や「みかじめ料」等の名目でお金を要求されたり、おしぼりや飲料水、正月飾り等の購入を要求された。

交通事故の示談交渉や債権の交渉、不動産の売買等に暴力団が介入してきた。

暴力団員風の男らが入り込んでいる店、会社及び建物がある。

このような暴力団に関する困りごとや情報提供については、最寄の警察署又は下記の連絡先で受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。



《警察本部暴力団対策課》不当要求拒絶コール  
0120-797049 (フリーダイヤル)